

## 御岳特別保護地区の指定について

### 1 特別保護地区の名称

御岳特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域

甲府市所在中北県有林事業区第九十六林班い1、い2、い3、い4、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、は1及びは2の各小班、第九十八林班い1、い2、い3、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、イ1、二及びホの各小班、第九十九 林班い1、ろ1及びろ2の各小班、甲斐市所在中北県有林事業区第九十九 林班い1、い2、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、は1、は2、は3、は4及び口の各小班、第百 林班い1、ろ1、り3、ぬ1、ぬ2及びる1の各小班並びに第百 林班い1小班の区域（県道敷及び建物敷を除く。）

### 3 特別保護地区の存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

### 4 特別保護地区の保護に関する指針

#### (一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### (二) 特別保護地区の指定目的

御岳鳥獣保護区は、甲府市中西部及び甲斐市北東部に位置する御岳昇仙峡を中心とした標高五百メートルから千二百メートルまでの地域である。当該地域の植生は、主にヤマツツジ、アカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ、クヌギ等が分布し、部分的にスギ及びヒノキの植林が見られる。

また、鳥類はヒヨドリ、ツグミ、ホオジロ、ルリビタキ、シジュウカラ等を含め多種が確認されており、獣類は大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではニホンザル、テン、ムササビ等、小型哺乳類ではニホンリス、アズマモグラ、天然記念物であるヤマネ等が確認されている。

このように当該地域は、良好な自然環境が保たれており、森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地域となっている。当該地域の中でも、特に御岳昇仙峡を中心とした区域は、原生自然環境が保存されており、特別保護地区として指定し、鳥獣

の生息環境を保護する必要がある。

なお、当該地域は、秩父多摩甲斐国立公園の特別地域として、また、文化財保護法による国の特別名勝として指定を受けている。

### (三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施すること等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。